(平成12年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、農業の振興及び整備を図るため、市内において農業に従事する個人及び農業協同組合等の農業団体が行う事業又は事務に要する経費に対し、予算の範囲以内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業の種類、経費の内容、補助金の額、補助金の 交付の対象は、別表のとおりとする。ただし、交付の申請をする時点において、次 の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を受けることができない。
  - (1)補助金の交付の対象となる者又は当該者と同一の世帯員が市税を滞納しているとき。
  - (2)補助金の交付の対象となる者が遊休農地(農地法(昭和27年法律第229号) 第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいう。)を所有しているとき。 (補助金の交付の条件)
- 第3条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項とする。
- 2 規則第6条第1項第2号及び第4号の市長の定める軽微な変更は、別表の「軽微な変更」の欄に掲げる変更とする。

(申請の取下げ)

第4条 規則第8条第1項の規定により申請を取り下げることができるのは、補助金の交付決定の日から15日以内とする。

(返還免除の承認申請)

第5条 別表ぎふ農業経営者育成発展支援事業の項及び新規就農者育成総合対策事業 (経営開始支援事業)の項に掲げる事業に係る補助金の交付を受けた者が病気、災害その他やむを得ない理由により補助金の交付の対象とならなくなったときは、補助金の返還の免除を受けることができる。この場合において、補助金の返還の免除を受けることができる。この場合において、補助金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、市長から請求があったときは、補助金の交付の決定があった 年度の12月31日現在における事業の遂行状況を事業遂行状況報告書により、翌 年の1月16日までに市長に提出しなければならない。

(着工及び完了届)

- 第7条 補助事業者は、工事に着工したときは、着工届を提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了届を市長に提出し、別に市長が 定めるところによりその確認を受けなければならない。

(実施報告)

- 第8条 規則第11条前段の規定による実施報告書の提出期限は、原則として、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して25日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までとする。
- 2 補助金の全額が概算払又は前金払により交付された場合における前項の提出期限 は、同項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定があった年度の翌年度(以下こ の条において「翌年度」という。)の5月25日までとする。
- 3 規則第11条後段に規定する市の会計年度が終了した場合の実施報告書の提出期限は、翌年度の4月20日までとする。

(手続の省略)

- 第9条 別表施設園芸等就農推進事業の項、ぎふ農業経営者育成発展支援事業の項及び新規就農者育成総合対策事業(経営開始支援事業)の項に掲げる事業に係る補助金については、規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。(補助金の支払方法)
- 第10条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要であると認めたときは、 補助金を概算払又は前金払により、交付することができるものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加額が一件当たり50万円以上の財産を市長の承諾を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第 15号)に定める耐用年数に相当する期間は、財産の処分等をしてはならない。た だし、同令に定めのない財産については、別に定める。

(書類、帳簿等の保存期限)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間(農業企業化資金利子補給事業及び岐阜県農業振興事業補助金交付要綱(平成18年3月31日付農政第294号農政部長通知)に規定する補助金の交付の対象となる事業にあっては、15年間)保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、前条に規定する処分制限期間を経過しないものについては、「農業関係の補助事業等により導入した施設等の適正な管理について」(昭和53年8月29日付農政第711号農政部長通達)の別紙様式による財産管理台帳及びその関係書類を当該処分制限期間が経過するまで整理保管しなければならない。

(様式等)

- 第13条 補助金の交付の申請書その他市長に提出する書類の様式は、別に定める。
- 2 前項の書類の提出期限は、この要綱に定めるほか、別に定める。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月6日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月24日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則(平成28年3月24日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日決裁)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月31日決裁)

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年8月31日決裁)

この要綱は、平成30年9月1日から施行し、改正後の第12条の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付申請のあったものから適用する。

附 則(平成31年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月25日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和4年11月17日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和5年3月28日決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月29日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和5年9月28日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和6年4月1日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(各務原市新規就農者育成総合対策資金交付要綱の廃止)

2 各務原市新規就農者育成総合対策資金交付要綱(令和4年12月1日決裁)は、廃止する。

附 則(令和7年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

## 別表(第2条、第3条関係)

事業の種類	経費の内容	補助金の額	補助金の	軽微な変更
テント・コエンス	//	1114,5/4777 A HVZ	交付の対象	
農業企業化資	農業協同組合から借り入れた資金	  利子補給率の割合		補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
金利子補給事	に岐阜県農業企業化資金助成規則	で計算した金額の		
業	(昭和36年岐阜県規則第145	合計額		
	号) 第3条第1項に規定する利率を			
	乗じた額			
学校給食地産	学校給食地産地消推進事業実施要	学校給食地産地消	岐阜県農業共同組	次に掲げる変更以外の変更
地消推進事業	領(平成18年4月3日付農政第3	推進事業実施要領	合中央会	(1)30%を超える事業費の変更
	2号農政部長通知) 第4に規定する	第6に規定する助		(2) 事業実施主体の変更
	事業に要する経費	成対象額の3分の		(3) 事業の中止又は廃止
		2以内の額。ただ		
		し、水産物にあっ		
		ては、当該助成対		
		象額		
元気な農業産	元気な農業産地構造改革支援事業	当該経費の2分の	ぎふ農業協同組合	(1) 経費の配分の変更で次に掲げる以外の変更
地構造改革支	実施要領(平成25年4月1日付農	1以内の額	等	ア 経費の30%を超える増減
援事業	園第52号農政部長通知)別表1に			イ補助金の額に影響を及ぼす変更
	掲げる取組に係る経費			ウ 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用
				(2) 事業内容の変更で次に掲げる以外の変更
				ア 事業主体の変更
				イ事業区分の新設又は廃止
				ウ 施工箇所又は設置場所の変更
				エ 事業区分又は設計単位ごとの事業量の30%を超える
				変更
乳用初妊牛増	生乳生産量を増加するため、増頭を	1頭当たり13万	市内で酪農を営む	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
頭対策支援事	目的とした乳用初妊牛の導入又は	円	者	
業	自家保留の推進に要する経費			

効率的乳用後	雌雄産み分け技術を活用して効率	1頭当たり3万円	市内で酪農を営む	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
継牛確保対策	的に乳用後継牛を確保するために		者	
支援事業	要する経費			
残留農薬自主	農業協同組合を通じて出荷された	当該経費の3分の	各務原市園芸振興	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
検査推進事業	農産物の中で、自主検査に要する経	1以内の額	会等	
	費			
水田フル活用	水田フル活用推進事業実施要領(平	予算の範囲内で定	各務原市農業再生	次に掲げる変更以外の変更
推進事業	成31年3月20日付農園第16	める額	協議会	(1) 当該補助対象経費の30%を超える増減
	09号農政部長通知)第3の2及び			(2) 事業実施主体の変更
	3に規定する事業に係る同要領第			
	6の4及び別記1第2に規定する			
	経費			
鳥獣被害防止	捕獲機材の導入及び有害獣防護施	予算の範囲内で定	各務原市鳥獣被害	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
支援事業	設を設置するのに要する経費	める額	防止対策協議会	
多 面農 地	多面的機能支払交付金実施要綱(平	多面的機能支払交	多面的機能支払交	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
的 機維 持	成26年4月1日付25農振第2	付金実施要綱別紙	付金実施要綱別紙	
能 支支 払	254号農林水産事務次官依命通	1第6の規定によ	1第2に規定する	
払 交交 付	知) 別紙1第3に規定する対象農用	り算定する額	組織	
付 金金 事	地において、同要綱別紙1第4に規			
事業業	定する活動に要する経費			
資 源	多面的機能支払交付金実施要綱別	多面的機能支払交	多面的機能支払交	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
向 上	紙2第3に規定する対象農用地に	付金実施要綱別紙	付金実施要綱別紙	
支 払	おいて、同要綱別紙2第4に規定す	2第6の規定によ	2第2に規定する	
交 付	る活動に要する経費	り算定する額	組織	
金 事				
業				
水田農業振興	水田農業の振興を図るための農地	10万円を限度と	各務原市水田農業	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容の変更
事業	の有効利用、水田農業の担い手の連	し、予算の範囲内	担い手協議会	
	携等に係る事業に要する経費	で定める額		

農業6次産業農業	6次產業化促進支援事業実施	100万円を限度	農業6次産業化促	次に掲げる変更以外の変更
化促進支援事要領	(平成23年4月1日付農流第	とし、当該経費の	進支援事業実施要	(1) 30%を超える事業費の変更
業 645	号)第2に規定する事業に係る	2分の1以内の額	領第3に規定する	(2) 事業実施主体の変更
同要領	領第8の2に規定する経費		者	(3) 事業の中止又は廃止
水稲被害防止 水稲	の食害を防ぐための薬剤の導	当該経費の2分の	ぎふ農業協同組合	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
薬剤導入推進入に低	係る事業に要する経費	1以内の額を限度		
事業		とし、予算の範囲		
		内で定める額		
経営融資主経営	体育成支援事業実施要綱(平成	経営体育成支援事	経営体育成支援事	(1) 経費の配分の変更で次に掲げる以外の変更
体育体型補234	年4月1日付22経営第72	業実施要綱別記1	業実施要綱別記1	ア 経費の30%を超える増減
成支助事業 96	号農林水産事務次官依命通知)	第4の1(1)イ	第1の3(1)イ	イ 助成金の額に影響を及ぼす変更
援事別表	1の1 (1) に規定する経費	に規定する額	に規定する者	(2) 事業内容の変更で次に掲げる以外の変更
業追加的経営	体育成支援事業実施要綱別表	経営体育成支援事	経営体育成支援事	ア事業主体の変更
信用供1の	1 (2) に規定する経費	業実施要綱別記1	業実施要綱別記1	イ 施工個所又は設置場所の変更
与補助		第4の1 (2) に	第1の3(2)ア	
事業		規定する額	に規定する基金協	
			会	
施設園芸等就施設	園芸等就農推進事業実施要領	施設園芸等就農推	施設園芸等就農推	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
農推進事業(平月	成27年3月19日付農経第	進事業実施要領別	進事業実施要領別	
168	80号農政部長通知) 第2の1	記1第1の2(1)	記1第1の2(1)	
に規定	定する事業に係る経費	に規定する農地の	に規定する者	
		面積に、同要領別		
		記1第1の2(3)		
		に規定する交付単		
		価を乗じた額以内		
		の額		

ぎふ農業経営	ぎふ農業経営者育成発展支援事業	ぎふ農業経営者育	ぎふ農業経営者育補助会	金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
者育成発展支	実施要領(令和2年3月31日付農	成発展支援事業実	成発展支援事業実	
援事業	経第1317号)第2に規定する事	施要領第5の1	施要領第5の1	
	業に係る経費	(2) ア前段、2	(1), 2 (1)	
		(2) ア前段並び	及び3 (1) に規	
		に3 (2) ア前段	定する者	
		及びイに規定する		
		額以内の額		
新規就農者経	新規就農·経営安定支援事業実施要	100万円を限度	新規就農・経営安次に払	掲げる変更以外の変更
営安定支援事	領(令和3年4月1日付農経第18	とし、当該経費の	定支援事業実施要 (1)	当該補助対象経費の30%を超える増減
業	4号農政部長通知) 別記2第1の3	4分の1以内の額	顔 記2第1の2 (2)	事業の中止
	に規定する補助対象となる経費		に規定する者	
スマート農業	スマート農業技術導入支援事業実	スマート農業技術	スマート農業技術次に打	掲げる変更以外の変更
技術導入支援	施要領(平成31年4月1日付農政	導入支援事業実施	導入支援事業実施 (1)	30%を超える事業費の変更
事業	第45号農政部長通知)別表1の1	要領別表1の1に	要観記1第1の(2)	補助金の額に影響を及ぼす変更
	に規定する事業に係る経費	規定する額以内の	2に規定する者 (3)	事業の中止又は廃止
		額		
新規就農者育	新規就農者育成総合対策実施要綱	新規就農者育成総	新規就農者育成総 補助金	金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
成総合対策事	(令和4年3月29日付3経営第	合対策実施要綱別	合対策実施要綱別	
業(経営発展	3142号農林水産事務次官依命	記1第5の3に規	記1第5の1に規	
支援事業)	通知)別記1第2の1に規定する事	定する額以内の額	定する者	
	業に係る経費			

月8日付4環バ第245号農林水 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 の	수 \		サントロナト ## +*/ マケノロ Fiv	サイトロナト ## +*/ マチ/ロ E7	14-11 A o.E.)
業 (初期投資 第1996号農林水産事務次官伝 紀6第5の3又は記6第5の1又は 命通知) 別配6第2の1又は新規就 新規就農者確保緊 無力 解視 が 明記6第2の1又は新規就 新規就農者確保緊 無力 解視 が 明記6第2の1日、日本 を					
の通知) 別記6第2の1又は新規規 農者確保緊急円滑化対策実施 (令和5年12月1日付5経営第 要綱別記2第5の 2016号農林水産事務次官依命 IIの3に規定する 業に係る経費 新規就農サボート事業実施要領 (平 市と 27年3月19日付農経第16 89号) 別記2に規定する事業に係 36年 37年3月19日付農経第16 89号) 別記2に規定する事業に係 37年3月19日付農経第16 第7年3月19日付農経第16 第7年3月19日付農経第16 第7年3月19日付農経第16 第7年3月19日付農経第16 第7年3月19日付農経第16 第7年3月19日付農経第16 第7年3月19日付農経第16 第7年3月19日付農経第16 第7年3月19日付農経第16 第7年3月19日付農経第16 第7年3月19日付農経第16 第7年3月19日付農経第16 第7年3月19日付農経第16 第7年3日1日 30 %を超える事業費の変更 (2) 事業実施主体の変更 (1) 13 0%を超える事業費の変更 (2) 事業実施主体の変更 (2) 事業の中止又は廃止 (4) 成果目標の変更 (4) 成果目標の変更 第2の2に規定する事業に係る経費 第2の2に規定する事業に係る経費 第2の2に規定する事業に係る経費 第2の2に規定する事業に係る経費 第2の2に規定する事業に係る経費 第2の2に規定する事業に係る経費 第2の2に規定する事業に係る経費 第2の2に対策が表別に変更を表はさない事業内容等の変更 (4) 成果目標の変更を表はさない事業内容等の変更 (4) 成果目標の変更を表はさない事業内容等の変更 (4) 成果目標の変更を表はさない事業内容等の変更 (4) 成果目標の変更を表はさない事業内容等の変更 (4) 成果目標の表面に対策内容を表すの変更 (4) 成果目標の表面に対策内容を表すの変更 (4) 成果目標の表面に対策内容を表すの変更 (4) 成果と対域の表面に対策内容を表すの変更 (4) 成果の理解的 第2の2に対策内容を表すの表面に対策内容を表すの表面に対策内容を表すの表面に対策内容を表すの表面に対策内容を表すの表面に対策内容を表すの表面に対策内容を表すの表面に対策内容を表すの表面に対策内容を表すの表面に対策内容を表すの表面に対策内容を表すの表面に対策内容を表すの表面に対策内容を表面に対策の表面に対策内容を表面に対策内容を表面に対策内容を表面に対策内容を表面に対策の表面に対策内容を表面に対策内容を表面に対策のの表面に対策のの表面に対策のの表面に対策のの表面に対策のの表面に対策のの表面に対策のの					
農者確保緊急円滑化対策実施要綱。四滑化対策実施 急円滑化対策実施(令和5年12月1日付5経営第 要綱別記2第5の2016号農林水産事務次官依命 IIの3に規定する 指知 別記2第2のIIに規定する 著案に係る経費					
(令和5年12月1日付5経営前 要綱別記2第5の201に規定する 通知) 別記2第2のⅡに規定する事 額以内の額 新規就農サポ 新規就農サポート事業実施要領 (平 新規就農サポート 市 成27年3月19日付農経第16 89号) 別記2に規定する事業に係 2第3の3に規定 2第3の1に規定 方 る経費 新規就農サポート 市 表 27年3月19日付農経第16 89号) 別記2に規定する事業に係 2第3の3に規定 2第3の1に規定 方 る経費 有機転換権進 みどりの食料システム戦略緊急対 みどりの食料シス みどりの食料シス 事業 東文付金交付等要綱 (今和4年12 テム戦略緊急対策 (1) 30%を超える事業費の変更 第次付金交付等要綱 (2) 事業実施主体の変更 第200 年 第201 日 第202 日 第203 日 第203 日 第203 日 第203 日 第204 日 第205 日 第206 日 第206 日 第207 日 第208 日	促進事業)	命通知)別記6第2の1又は新規就	新規就農者確保緊	新規就農者確保緊	
2016号農林水産事務次官依命 間の3に規定する 通知)別記2第2の間に規定する事 縦以内の額 業に係る経費		農者確保緊急円滑化対策実施要綱	急円滑化対策実施	急円滑化対策実施	
通知)別記2第2のⅡに規定する事業に係る経費 新規就農サポート事業実施要領(平新規就農サポート 新規就農サポート 新規就農 サポート 新規就農 を経費 する者 (1) 30%を超える事業費の変更 (1) 30%を超える事業費の変更 (2) 事業実施変の変更 (2) 事業実施で変更 (2) 事業実施で変更 (3) 事業の中止又は廃止 (4) 成果目標の変更 (4) 成果目標の変更 (4) 成果目標の変更 (4) 成果目標の変更 (4) 成業合対策事 別記2第2の2に対策対策と表表を関係を対策を表表を表す (4) 成果目標の変更 (4) 成業合対策事を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表		(令和5年12月1日付5経営第	要綱別記2第5の	要綱別記2第5の	
紫に係る経費     新規就農サポート事業実施要領(平新規就農サポート 新規就農サポート 新規就農 事業実施要領別記 事業とりの食料システム戦略緊急対策 方の単体を交付等要網 交付金交付等要網 (2) 事業実施主体の変更 (1) に規定する事業に係る経費 (1) に規定する者 額以内の額 新規就農者育成総合対策事 別記 2 第 2 の 2 又は新規就農者確合対策実施要網別記 1 記 2 第 5 の 2 (2) 定 第 5 の 2 (1) 又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要網別記 1 記 2 第 5 の 2 (2) に規 5 の 2 (1) に規定する事業に係る経費 保緊急円滑化対策 実施要網別記 1 第 5 の 2 (2) に規 5 の 2 (1) に規		2016号農林水産事務次官依命	Ⅱの3に規定する	Ⅱの1に規定する	
新規就農サポート事業実施要領(平 新規就農サポート 新規就農サポート		通知)別記2第2のⅡに規定する事	額以内の額	者	
一ト事業 成27年3月19日付農経第16 事業実施要領別記 89号)別記2に規定する事業に係 2第3の3に規定 する額以内の額 する者 有機転換推進 みどりの食料システム戦略緊急対 みどりの食料シス 海 (1) 30%を超える事業費の変更 (1) 30%を超える事業費の変更 (2) 事業実施主体の変更 別記 2第2の4 (1) に規定する者 別記 2第2の2に (3) 事業の中止又は廃止 (4) 成果目標の変更 類規就農者育 新規就農者育成総合対策実施要綱別 お規就農者育成総合対策実施要綱別記 2第2の2 (1) 支援事業) 第2の2に規定する事業に係る経費 保緊急円滑化対策実施要綱別記 1第2第5の2 (2) に規定する事業に係る経費 保緊急円滑化対策 (果整) 第2の2に規定する事業に係る経費 (果整) 第2の2に規定する事業に係る経費 (果整) 第2の2に規定する事業に係る経費 (果整) 第2の2に規定する事業に係る経費 (果整) 第2の2(1) に規		業に係る経費			
8 9 号)別記2に規定する事業に係 2 第 3 の 3 に規定 する 者 する	新規就農サポ	新規就農サポート事業実施要領(平	新規就農サポート	新規就農サポート	補助対象経費の増減以外の変更
古る経費   する額以内の額   する者   する者   方表   方表   方表   方表   方表   方表   方表   方	ート事業	成27年3月19日付農経第16	事業実施要領別記	事業実施要領別記	
有機転換推進 みどりの食料システム戦略緊急対 みどりの食料シス 次に掲げる変更以外の変更 策交付金交付等要綱(令和4年12 テム戦略緊急対策 テム戦略緊急対策 テム戦略緊急対策 テム戦略緊急対策 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 スクロシス の の の の の の の の の の の の の の の の の の の		89号) 別記2に規定する事業に係	2第3の3に規定	2第3の1に規定	
事業 策交付金交付等要綱(令和4年12 テム戦略緊急対策 テム戦略緊急対策 月8日付4環バ第245号農林水 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 クロション・ (2)事業実施主体の変更 (2)事業実施主体の変更 別記2第2の2に 規定する者 (1)に規定する事業に係る経費 規定する者 (1)に規定する者 額以内の額 新規就農者育成総合対策実施要綱 新規就農者育成総 新規就農者育成総 が規立と第2の2又は新規就農者確合対策実施要綱別合対策実施要綱別 記2第2の2又は新規就農者確合対策実施要綱別 記2第5の2(2) 記2第5の2(1)支援事業) 第2の2に規定する事業に係る経 保緊急円滑化対策 実施要綱別記1第 実施要綱別記1第 5の2(2)に規 5の2(1)に規		る経費	する額以内の額	する者	
月8日付4環バ第245号農林水 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 交付金交付等要綱 (2)事業実施主体の変更 (3)事業の中止又は廃止 (4)成果目標の変更 額以内の額 新規就農者育成総合対策実施要綱 新規就農者育成総 新規就農者育成総 新規就農者育成総 新規就農者育成総 新規就農者育成総 新規就農者育成総 新規就農者育成総 新規就農者育成総 所規就農者育成総 所規就農者育成総 新規就農者育成総 新規就農者育成総 神助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更 合対策実施要綱別 記2第5の2(2)記2第5の2(1) 支援事業) 第2の2に規定する事業に係る経 費 に対策規就農者確 保緊急円滑化対策 保緊急円滑化対策 実施要綱別記1第 実施要綱別記1第 実施要綱別記1第 実施要綱別記1第 方の2(2)に規 5の2(1)に規	有機転換推進	みどりの食料システム戦略緊急対	みどりの食料シス	みどりの食料シス	次に掲げる変更以外の変更
産事務次官依命通知) 別記2第1の 3 (1) に規定する事業に係る経費 新規就農者育 成総合対策事別記2第2の2又は新規就農者確 大援事業) 第2の2に規定する事業に係る経費 費 第2の2(2) に規定する事業に係る経費 関記2第2の2(2) に対策実施要綱別記1 記2第5の2(2) に規定する事業に係る経費 保緊急円滑化対策 実施要綱別記1第 方の2(2) に規 5の2(1) に規定する事業に解る経費 関記2第2の2に規定する事業に係る経費 保緊急円滑化対策 実施要綱別記1第 方の2(2) に規 5の2(1) に規定要額別記1第 方の2(1) に規定要額別記1第 方の2(1) に規	事業	策交付金交付等要綱(令和4年12	テム戦略緊急対策	テム戦略緊急対策	(1)30%を超える事業費の変更
3 (1) に規定する事業に係る経費 (1) に規定する 規定する者 (4) 成果目標の変更 額以内の額 新規就農者育 新規就農者育成総合対策実施要綱 新規就農者育成総 新規就農者育成総 補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更 成総合対策事 別記2第2の2又は新規就農者確合対策実施要綱別 合対策実施要綱別 合対策実施要綱別 会対策実施要綱別 を対策実施要綱別 おっていましています。 第2の2に規定する事業に係る経費 (保緊急円滑化対策 実施要綱別記1第 実施要綱別記1第 実施要綱別記1第 実施要綱別記1第 実施要綱別記1第 実施要綱別記1第 実施要綱別記1第 実施要綱別記1第 大の2(2)に規 5の2(1)に規		月8日付4環バ第245号農林水	交付金交付等要綱	交付金交付等要綱	(2) 事業実施主体の変更
新規就農者育 新規就農者育成総合対策実施要綱 新規就農者育成総 新規就農者育成総 補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更 成総合対策事 別記2第2の2又は新規就農者確 合対策実施要綱別 合対策実施要綱別 会対策実施要綱別 きに経営開始 保緊急円滑化対策実施要綱別記1 記2第5の2(2) 記2第5の2(1) 支援事業) 第2の2に規定する事業に係る経		産事務次官依命通知) 別記2第1の	別記2第2の4	別記2第2の2に	(3) 事業の中止又は廃止
新規就農者育成総合対策実施要綱 新規就農者育成総 新規就農者育成総 補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更 成総合対策事 別記 2 第 2 の 2 又は新規就農者確 合対策実施要綱別 合対策実施要綱別 会対策実施要綱別 会対策実施要綱別 会対策実施要綱別 記 2 第 5 の 2 ( 2 ) 記 2 第 5 の 2 ( 1 ) 実援事業) 第 2 の 2 に規定する事業に係る経 費 保緊急円滑化対策 保緊急円滑化対策 実施要綱別記 1 第 実施要綱別記 1 第 実施要綱別記 1 第 5 の 2 ( 2 ) に規 5 の 2 ( 1 ) に規		3(1)に規定する事業に係る経費	(1) に規定する	規定する者	(4) 成果目標の変更
成総合対策事 別記2第2の2又は新規就農者確 業(経営開始 保緊急円滑化対策実施要綱別記1 克援事業) 第2の2に規定する事業に係る経 費			額以内の額		
業(経営開始 保緊急円滑化対策実施要綱別記1 記2第5の2(2) 記2第5の2(1) 支援事業) 第2の2に規定する事業に係る経	新規就農者育	新規就農者育成総合対策実施要綱	新規就農者育成総	新規就農者育成総	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
支援事業	成総合対策事	別記2第2の2又は新規就農者確	合対策実施要綱別	合対策実施要綱別	
費 保緊急円滑化対策 実施要綱別記1第 5の2(2)に規 5の2(1)に規	業(経営開始	保緊急円滑化対策実施要綱別記1	記2第5の2(2)	記2第5の2(1)	
実施要綱別記1第 5の2 (2) に規 5の2 (1) に規	支援事業)	第2の2に規定する事業に係る経	又は新規就農者確	又は新規就農者確	
5の2 (2) に規 5の2 (1) に規		費	保緊急円滑化対策	保緊急円滑化対策	
			実施要綱別記1第	実施要綱別記1第	ĵ
マナス類U内の類 マナス <del>グ</del>			5の2(2)に規	5の2(1)に規	
上りる砂火パッパルり公司			定する額以内の額	定する者	

有機農業生産 有機農業生産振興事業実施要領(令	有機農業生産振興者	有機農業生産振興	欠に掲げる変更以外の変更
振興事業 和4年3月16日付け農園第16	事業実施要領第4	事業実施要領第4	(1) 30%を超える事業費の変更
35号農政部長通知)第4の1に規	の5に規定する額0	の2に規定する者	(2) 事業実施主体の変更
定する事業に係る経費	以内の額		(3) 事業の中止又は廃止